

政府情報の公開におけるプライバシー保護
-不開示情報の日米比較-

Privacy Protection in Information Disclosure by Government
- Focusing on Exemptions between Japan and the United States -

学籍番号：201321625

氏名：泉 慧太郎

Keitaro IZUMI

日本では、政府が保有する情報の公開を定めた法律として、情報公開法がある。政府情報は国民からの請求に応じて開示されるが、公開した場合問題が生じるおそれのある情報は開示の対象から除外される。これを「不開示情報」といい、同法第5条のなかで6つの類型に分けて規定されている。本研究では、「不開示情報」のうち、プライバシー保護を趣旨とした「個人に関する情報」の解釈に着目する。「個人に関する情報」として保護される情報には、特定の個人を識別することとなる情報だけでなく、特定の個人を識別できない場合でも、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれのある情報が該当する。ただ、特定の個人を識別できないにもかかわらず、どのような情報を開示した場合に個人の権利利益を害するおそれがあるかについては、法律や裁判例による明確な基準が存在しない。

そこで、本研究においては、制度運用上の解釈をより明確にすることを目的に、プライバシー侵害可能性が具体的な事例の中でどのような基準を用いて解釈されているかにつき日米間の比較研究を行った。米国の情報自由法（Freedom of Information Act）による政府情報の公開においては、Exemption（例外事由）6と7(C)が、開示によってプライバシーの不当な侵害を構成するおそれのある情報を保護している。

日米双方の近年の事例を検討した結果、双方のプライバシー保護の解釈にはそれぞれ課題があることが明らかとなった。しかし、米国で採用されている「公の利益」を考慮してプライバシー侵害の正当性を判断するという解釈手法は、判断の慎重を期す上で、日本でも採用する意義は大きいと考えるに至った。他方、日米の制度間の差異を考慮すると、今後、日本においては、プライバシーの利益と比較する「公の利益」を説明責任の観点から再構成する必要がある。

研究指導教員：石井 夏生利

副研究指導教員：松縄 正登